

ハイヤー・タクシー業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	駐車場駐車区画内に於いて車止めの上に乗し進入方向に背を向け、降車の為雑巾を洗っているところ、安全確認が不十分で駐車区画内に後進してきた車両に接触され腰を痛めたものである。	55	100～299
4	8~9	整形外科にお客様を送り降車させる際右側に停車していた車がバック（後退）してきたため当方の右後方ドア付近に後突した事故である。	66	100～299
4	17~18	クリニック前で（登り坂の場所）乗客が高齢者2名で、1人が車椅子の方で乗車時に手伝いを要する為、奥様に開いたドアを持っていて下さいと伝えて乗車の手伝いをしている時にドアを放されてしまい、坂道で勢いが付いて強く腰に当たり打撲した。	70	50～99
5	7~8	実車中に信号待ちをしていたところ、後方より来た乗用車が雨のためスリップし、当方車両の後部に追突した。お客様は特に無事であったが、乗務員は衝撃で頭部、頸椎を負傷した。	58	50～99
5	7~8	トランクサービス中にスーツケースが収まりきれずゴムロープを引っ張り、トランクを固定しようとしたところ、眉と髪の生え際の間額の間にフックが当たり負傷する。	68	300～499
6	14~15	観光お供中、お連れのお子様（5才）が、映画セットの橋を転げ落ちるのを受け止めた時に、右足首を捻った。	53	100～299
		客を乗せ行き先を確認し目的地に到着した。客が料金を支払わず後部右側ドアを		10

7	3~4	自分で開け逃げようとした。私がタクシーを降りたとたん、いきなり右目・左目・鼻を殴られた。	58	~ 29
10	22~ 23	被災当日は営業車両で出庫し、業務についた。西口南側から乗せた男性客3名の内の1人に目的地への道順を何度も聞いたことで、いいがかりをつけられて、後部座席から首を絞められる暴行を受け負傷したものである。	70	50 ~ 99
11	8~9	営業所構内にて出庫の準備の為、停車していた車両後部トランクが開き、その際トランク角部分に右肘を強打し負傷したものである。	32	10 ~ 29
12	9~10	燃料のガス充填終了後、車両に乗車時、自ら開けたドアの角に頭部をぶつけ、打撲・裂傷を負った。	59	100 ~ 299
12	16~17	勤務を終え帰宅しようと、会社構内を自家用車で走行中、洗車機から出て来たタクシーと接触したものである。	65	500 ~ 999
12	0~1	当日、夜間営業で、外国人男性客1名に乗車依頼を受けた。目的地に到着すると、9,900円の料金請求に応じてくれないので、防犯灯を遂行した。他のタクシー乗務員が近くの交番を教えてくれたので車を進めると、客車のドアを自分で開けたので危険回避のために車を止めた。停車と同時に運賃を支払わず逃走したので追いかけると、胸を一発、頬を二発殴られた。そのとき周りにいた5~6人が男を取り押さえ、駆け付けた警察官に引き渡した。その後、警察署にて調書を作成した後、病院にて検査を受けると、左胸部打撲、気胸の疑い、及び顔面打撲、口唇裂傷で全治3週間と診断された。	58	100 ~ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html